

大東監第 95 号
平成 21 年 8 月 12 日

請求人 様

大東市監査委員 北本 慶三

大東市監査委員 三ツ川 武

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 7 月 6 日付で請求のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条の規定に基づく住民監査請求については、次の理由により却下する。

住民監査請求においては、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、財務会計上の行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨の事実を証する書面を添えて摘示して初めて請求の要件を満たすべきところである。

本件請求についてはその要件が満たされていなかったため、平成 21 年 7 月 13 日付大東監第 80 号により補正を求めたが、平成 21 年 7 月 23 日付けであなたから新たに提出された「職務免除願い」は、事実を証する書面として認め難く、またあなたから提出された意見書に引用されている京都地裁昭和 63 年 11 月 9 日判決の、「とくに書面を必要としない特段の事情がある」（判例時報 1309 号 83 頁）件にも当たらないことから、本件請求は地方自治法第 242 条所定の要件を満たさないものと判断した。